

空き地活用住宅建設助成金について

令和2年度から令和4年度の3か年で実施している移住定住の安定化を目的とした『空き地活用住宅建設助成金』事業について、今年度が最終年度となります。以下に該当する方はお早めに申請をお願いします。

対 象	助成金
平成30年北海道胆振東部地震により、半壊以上の住宅を解体して更地となった土地を購入し、住宅を建設された方 【受給までの流れ】 <ul style="list-style-type: none">・ <u>該当する土地を購入し、住宅を建設</u> ※安平町厚真町の移住定住支援サイトに掲載しており、「空き地活用助成金対象」と記載のある土地が対象となります。・ 申請書および必要書類を提出・ 提出書類審査後、町より申請者へ助成金20万円を支給。 ※<u>令和5年3月31日(金)までに住宅が完成し「安平町空き地活用住宅建設助成金支給要綱」に定める要件を満たしていることが必要</u>となります。	現金20万円

■**必要書類** 土地・建物の全部事項証明書（写し）、検査済証（写し）、建物工事請負書（写し）、土地売買契約書（写し）、住民票、確約書

■**提出期限** 3月31日(金)

提出先・問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751 メール m-suishin@town.abira.lg.jp



マイナンバーカードの申請は お済みですか？

ポイントをもらうために必要なマイナンバーカードの申請期限は、
2月末日までとなりますので、お早めに！

- ◆申請期限の延長は、今回で最後となります。
- ◆役場庁舎のほか、町内では各郵便局でも申請受付をしていますので、ご利用ください。

詳しくは税務住民課住民生活グループ(☎2940)まで